

第63回東海地区知的障害関係施設職員等研究協議会
第26回愛知県知的障害関係施設職員等研究大会

合同開催

福祉の専門家としての私たちの支援力

～じゃあ、専門性って何なのさ!～

「自分の支援は、本当に目の前の人の『その人らしい暮らし』につながっているだろうか。」日々の支援の中で、そんな問いを感じたことはありませんか。

障がいのある人一人ひとりが地域で安心して暮らし、自分らしい人生を歩むためには、知識や技術だけでなく、その人を理解し、同意を得て支援を組み立てることが求められます。

本研修では、「専門性って何なのさ？」という素朴な問いを出発点に、基調講演、シンポジウム、分科会を通して、日々の実践を振り返りながら福祉の専門職として大切にしたい視点や支援のあり方を東海の仲間とともに考えます。

初任者からベテラン職員まで、それぞれの立場で学びや気づきを得られ、明日からの実践につながる研修を目指しています。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

2026年

11月17日(火) → 11月18日(水)

場 所 豊橋市 ロワジールホテル豊橋

参加費 会員事業所 15,000円/1人 非会員事業所 18,000円/1人

【情報交換会】10,000円

対象者 現場職員・サビ児管・管理者など障害福祉関係施設職員

後 援 (予定) 愛知県、豊橋市、愛知県社会福祉協議会、愛知県手をつなぐ育成会、名古屋手をつなぐ育成会
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、愛知県セルフセンター、愛知県自閉症協会、あいち生活サポート協会
豊橋観光コンベンション協会

スケジュール



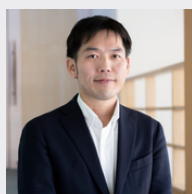
1
日
目

11:30 受付開始
12:45 開会式
13:00 基調講演
14:30 シンポジウム
16:30 閉会式
18:00 情報交換会

2
日
目

9:00 分科会
↓
12:00 終了・解散

1日目講師（基調講演・シンポジウム）



講師：相馬 大祐氏

長野大学社会福祉学部および同大学院准教授。専門は障害者福祉で、博士（社会福祉学）の学位を持つ。障害者の生活の場に関する研究や障害児者の相談支援事業をはじめ、入所施設の課題解決にも焦点を当てた実践的な研究に取り組む。地域社会における障害児・者の自立と選択の支援をテーマに、福祉領域の豊かな発展と高度な専門人材の育成に深く貢献している。



研修内容のご案内

第63回東海地区知的障害関係施設職員等研究協議会
第26回愛知県知的障害関係施設職員等研究大会

1日目（全体会）

基調講演

13:00-「障害福祉の専門性とは」（仮題）

講師：長野大学准教授 相馬大祐氏

障がいのある人や家族の生活を支え、本人中心の支援を実現するためには、どのような知識や能力あるいは実践力が求められるのか。
また、地域社会の一員として共に生きる社会をどう作るのか。

シンポジウム

14:30-「専門職が果たすべきもの」（仮題）

どの職種にも固有の知識や技術、あるいは倫理観などがある。専門職個々の持つ力を社会のために発揮し、質の高い実践で培われたものは何か。それぞれに共通する姿勢やそれを支える基盤から「専門性」の本質を探る。

シンポジスト	熊谷 嘉穂氏（名古屋地方検察庁刑事政策推進室副室長/検察官）
	埴 杉子氏（名古屋葵大学研究員・作業療法士）
	倉嶋 昌之氏（豊田第二ひまわりサービス管理責任者）
コメンテーター	相馬 大祐氏（長野大学准教授）
コーディネーター	服部 史忠（愛知県知的障害者福祉協会副会長）

2日目（分科会） 9:00-12:00

育つ こどもの「今」を未来につなぐ専門性って何なのさ！

第1分科会

児童期に行う支援の効果や発展性のために、支援者個々の子育て論や経験のみに頼らない専門性の確保について、個々の発達の可能性やソーシャルワークの基本を踏まえた児童発達支援の機能、また教育との連携など様々な関連性の中で、児童期支援の在り方と専門性について考える。

【発表】（入所）岐阜県福祉事業団 岐阜県立ひまわりの丘第一学園（岐阜県）
（通園）浜松市社会福祉事業団 児童発達支援センターひまわり（静岡県）

暮らす 「自分で決める」を支える専門性って何なのさ！～誰の何を守り、何を調整するのか～

第2分科会

「本人の希望を尊重すること」＝「自己決定を支えること」なのでしょうか？障害のある方が、自らの暮らしを選ぶために支援者には何ができるのか。本人の権利を護る視点と、専門的な見立て技術を両論とし、「これまで通り」や支援者個人の経験だけに頼らない支援の専門性について考える。

【発表】（入所）岐阜県福祉事業団 ひまわりの丘（岐阜県）
（GH）社会福祉法人福浜会 汐風（静岡県）

働く 「働く」を捉え直す～用意された作業から「その人らしい働き方」～

第3分科会

就労の可能性を求める訓練として、また雇用支援を行う就労支援A型、生産性が重視され賃金アップを目指す就労継続支援B型に対し、障害が重くてもその人らしく生産活動の他機能訓練、趣味、満足感獲得や情緒安定といった様々な取組を行う生活介護。それぞれの実践をもとに「働く」ことへの支援の専門性と課題さらには目指すべき方向性を探る。

【発表】 社会福祉法人津福祉会 津ワークキャンパス（三重県）
社会福祉法人WHJ ふれあい工房アルゴ（愛知県）

つなぐ 「つなぐ」って何なのさ！～「つなぐ」だけじゃない！本人の人生を支える相談支援の専門性に迫る～

第4分科会

相談支援では、本人や家族の思いを受けた将来を共に描き、多職種や地域とのネットワークを築きながら、「見立て」「対話」「調整」「伴走」を行い暮らしを支えている。「何を拠り所にしてしているか？」を掘り下げる中で、「私たちの専門性」を追求する。

【発表&対談】 社会福祉法人ふじのやま 特定相談支援事業所くすの木（静岡県）
阪田征彦（愛知県知的障害者福祉協会会長）

第 6 3 回東海地区知的障害関係施設職員研究協議会
合同開催 令和 8 年度 第 2 6 回愛知県知的障害関係施設職員等研究大会
大会参加・情報交換会・宿泊・資料申込のご案内

1.大会のご案内

【期 日】 令和 8 年 11 月 17 日（火）～ 11 月 18 日（水）

【開催地】 愛知県豊橋市

【会 場】 ロワジュールホテル豊橋 愛知県豊橋市藤沢町 141 TEL0532-48-3131

2.参加費について

【大会参加費】 会員 15,000 円 非会員 18,000 円

3.情報交換会について【情報交換会の取り扱いに関しては、旅行契約ではございません】

【日時】 令和 8 年 11 月 17 日（火）

【会場】 ロワジュールホテル豊橋

【会費】 10,000 円（税サ込）

4.宿泊のご案内【募集型企画旅行契約の部となります】 ※最少催行人員 1 名 添乗員は同行致しません。

【宿泊設定】 令和 8 年 11 月 17 日（火） 1 泊

【食事条件】 1 泊朝食付

※旅行代金には宿泊費、記載された食事代及び消費税等諸税を含みます。なお、飲料代、昼食代、交通費、駐車場代及び洗濯代（クリーニング代を含む）等、個人的性質の諸費用は旅行代金に含まれておりません。

※2 名様 1 室の場合は同室宿泊者名を選択ください。また禁煙、喫煙の希望がありましたら選択ください。

※確保しております部屋数を大幅に超えるお申込みがあった場合、ご希望に応じて別途ホテルをご案内致します。

■宿泊施設一覧■ 旅行代金 1 泊お一人様あたり（消費税込み）

宿泊施設名	部屋タイプ(洋室)	旅行代金 朝食付き
		11 月 17 日（火）
ロワジュールホテル豊橋	シングル(1 名 1 室)	11,500 円（税サ込）
	ツイン(2 名 1 室)	9,000 円（税サ込）

5.製本資料について【製本資料の取り扱いに関しては、旅行契約ではございません】

【製本資料代】1,500 円（税サ込）

製本資料をご希望の方向けに受注生産をします。事前にお申し込みがない場合は当日のご用意がありませんので必ず参加費と合わせてご注文ください。

6.お申し込み手順のご案内

«お申し込みについて» 参加申込専用サイト（Web）にてお申し込みをお願いします。

○ 参加申込専用サイト（Web）の下記 URL より、お進みいただき、必要事項をご入力ください。

<https://www.mwt-mice.com/events/tokai2026>

- 1.初めてお申込操作される場合は「新規お申し込みはこちら」から入り、新規ユーザー登録画面でお名前・メールアドレス・パスワード等を登録してください。
個人情報取り扱い条項に同意いただきました後に、新規申込画面へお進みいただけます。
- 2.登録・予約された際には、ご登録いただいたメールアドレスに確認メールが送られます。
- 3.申込後はマイページより請求書をダウンロードいただき、期日までに振込をお願い致します。
- 4.申込期限は下記となります。

◆◆ 申込締切期限：令和 8 年 10 月 23 日（金） ◆◆

「費用について」

- 原則としてお振り込み後の欠席の場合、参加費は返金いたしません。
(後日大会資料を送付致します)
- 費用(大会参加費、情報交換会費、旅行代金)のお支払いにつきましては、銀行振込となります。
振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
- 11 月上旬以降に参加証兼名札を各参加者様へ発送予定です。
- 当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理した時点で旅行契約成立となります。

「宿泊スケジュールについて」 食事回数：朝 1, 昼 0, 夕 0

- 11 月 17 日(火) 各地——各自移動——大会会場・宿泊施設(泊)
11 月 18 日(水) 大会会場——各自移動——各地

7.変更・取消について

- 請求書ダウンロード後の変更、取消の際は下記のアドレスへ連絡をお願い致します。
E-Mail (mikawa63chiteki@mwt.co.jp) または FAX にてご連絡ください。
- トラブル防止のため電話での変更、取消はお受けできかねますので、何卒ご協力をお願いいたします。
- 変更・取消の場合、取消日(旅行契約の解除期日)により、取消料が発生いたしますので、ご注意ください。
- 宿泊の取消に関しては宿泊日を基準に起算いたします。

8.ご旅行条件の要約

※この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める旅行取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部になります。
※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申し込みください。
※ご旅行中の手続きは、お客様自身でお願いします。

この旅行は、名鉄観光サービス(株)(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

●申込の方法と契約の時期

- (1) 旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みください。当社が契約の締結を承諾し、申込金・旅行代金を受理した時に契約が成立します。
電話、郵便、FAX、インターネット等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込み手續をお願いします。
- (2) 申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱いします。
- (3) 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を 契約責任者が有しているとみなします。

●申込金・旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金全額お支払いの場合は弊社が指定する期日までにお支払い下さい。
- (2) 申込金と残金を分けてお支払いの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。
30,000 円未満・・・・・・・・・・・・ 5,000 円以上旅行代金まで
30,000 円以上 60,000 円未満・・・・・・・・ 10,000 円以上旅行代金まで
60,000 円以上・・・・・・・・・・・・ 20,000 円以上旅行代金まで
- (3) 残金は旅行開始日の前日からさかのぼって 21 日前にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●取消料

- (1) お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

【宿泊の部】

解除期日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

【情報交換会の部】※旅行契約ではございません。

解除期日	取消料（お一人様）
情報交換会開催日の8日前まで	無料
情報交換会開催日の7日前～当日	情報交換会費の100%

- 特別補償
お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 旅程保証
当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行の部第29条別表左欄）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。
- 基準日
この旅行条件は令和8年4月1日を基準としています。また、旅行代金は令和8年8月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。

9.個人情報の取り扱い

名鉄観光サービス株式会社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊期間等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、大会主催者事務局に提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は使用いたしません。弊社の個人情報の取扱に関する方針については、弊社の店頭またはホームページにてご確認ください。

名鉄観光サービスホームページ（<http://www.mwt.co.jp>）⇒ ご利用案内（TOPページ最下部）⇒
⇒ 運営、約款、条件書等について ⇒ 『個人情報保護方針、個人情報保護の対応について』

大会参加・宿泊に関するお問い合わせ・お申し込み先

名鉄観光サービス株式会社 三河総合支店
観光庁長官登録旅行業第55号
（一社）日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会会員
〒446-0058 愛知県安城市三河安城南町1丁目15番地8
サンテラス三河安城2階
TEL：0566-77-8080 FAX：0566-77-8081
営業時間 09:30～17:30（土・日・祝祭日休業）
総合旅行業務取扱管理者：長谷川住男・吉本恵子
担当：今泉昭洋、土屋知夏
E-Mail：mikawa63chiteki@mwt.co.jp



旅行業公正取引
協議会 会員

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

承認コード	26-0061
-------	---------